

菅谷高畑土地区画整理事業

保留地販売

案 内 書

お問い合わせ先

高崎市菅谷高畑土地区画整理組合

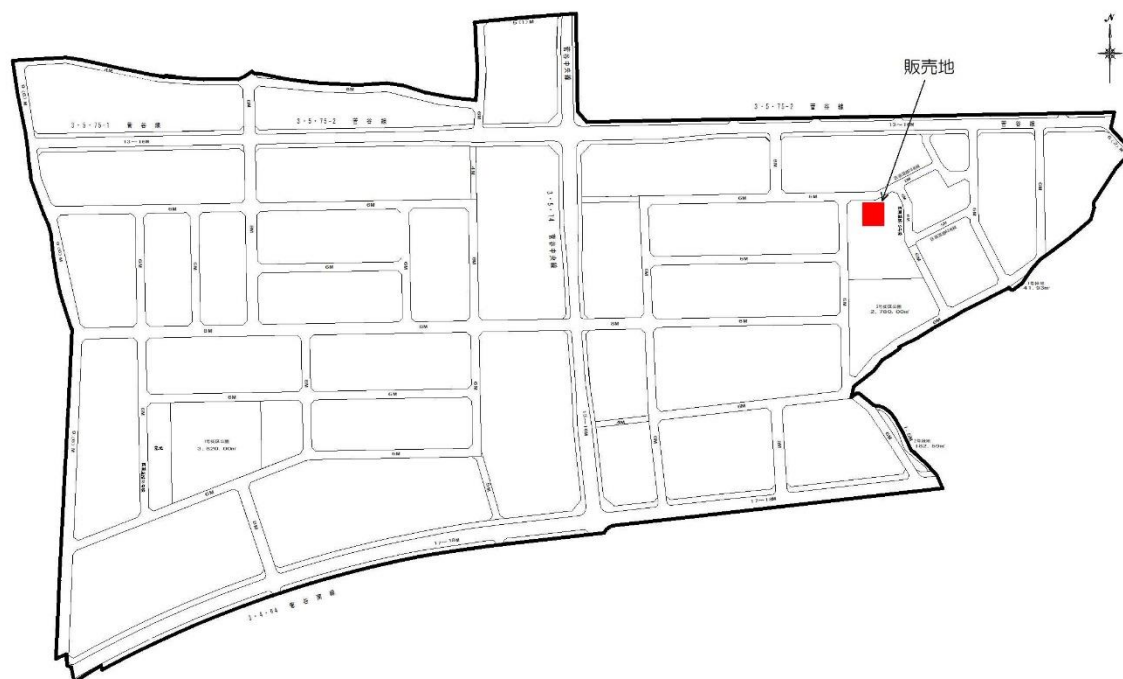
（事務局：高崎市役所 10 階区画整理課内）

TEL：027（321）1275[直通]

保 留 地 と は

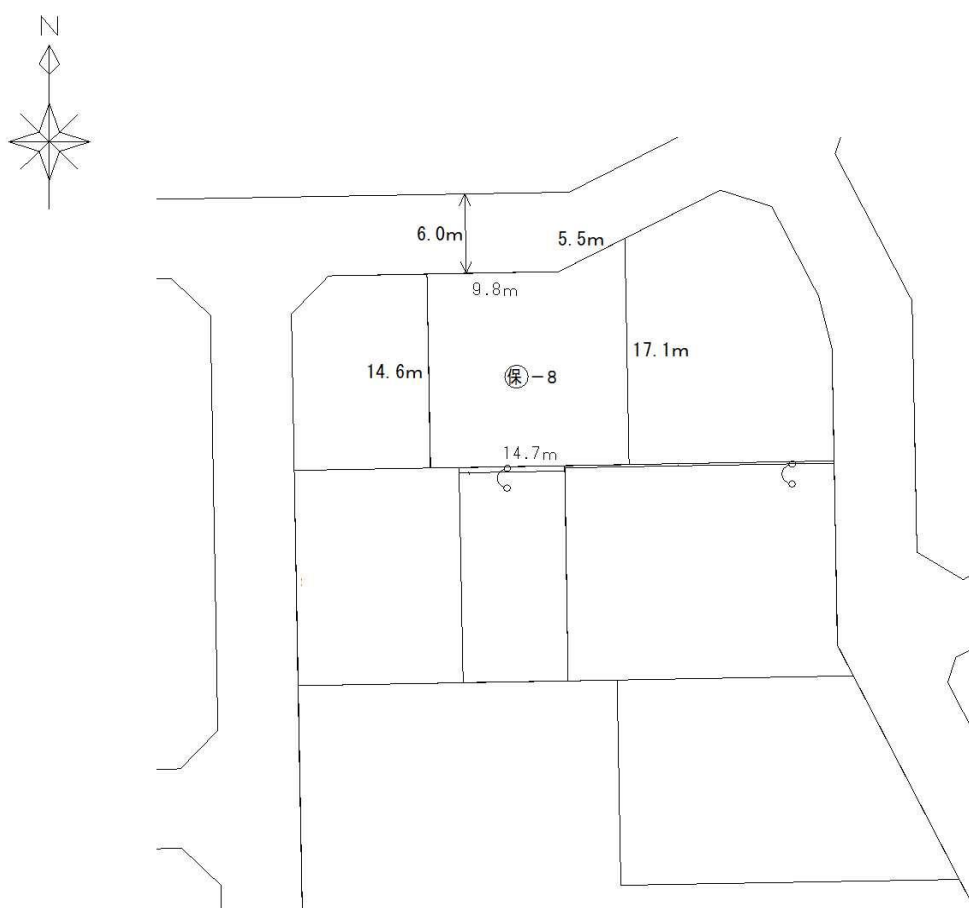
- 1 保留地は土地区画整理事業により生じた土地で、一般の土地と異なり法務局には登記されていません。このため、換地処分後の登記が令和7年12月末（予定）に完了するまでは登記識別情報通知（登記済権利証）、登記事項証明書、登記事項要約書等の取得ができません。
- 2 換地処分後の登記が完了した時点で、締結済みの売買契約書により、高崎市菅谷高畑土地区画整理組合（以下、「組合」という）が買受人に所有権移転登記をいたします。なお、登記に要する費用は買受人の負担となります。
- 3 抵当権設定は、換地処分後の登記が完了した後に登記可能となります。住宅建築に伴う融資を受ける場合は、金融機関に相談してください。
- 4 現状有姿での引渡しとなります。

高崎都市計画事業菅谷高畑土地区画整理事業



物 件

土地の所在	菅谷高畑土地区画整理事業地内 高崎市菅谷町2061番地			
地 目	宅 地			
面 積	221.40㎡（約66.97坪）			
価 格	12,208,881円 （55,144円/㎡、約182,294円/坪）			
用途地域	第一種低層住居専用地域 （建ぺい率 40%、容積率 80%）			
都市施設の 整備状況	道 路	北側道路6m		
	上水道	北側道路より公営水道引込済		
	下水道	北側道路より公営下水道引込済		
学校区	小学校	桜山小	中学校	群馬南中
その他	現状有姿での引渡しになります。			



※ 都市ガスは整備されていないため、個別プロパンガスになります。